

令和2年3月27日（金曜日）
福島県報号外第25号別冊

令和元年度
行政監査結果報告書
「マイナンバーの利用等に関する事務について」

令和2年3月

福島県監査委員

目 次

第1 監査の概要	1
1 テーマ	1
2 目的	1
3 対象機関	1
4 主な着眼点	2
5 実施時期	2
6 実施方法	2
第2 監査の結果	3
1 調査事務	3
2 マイナンバーの利用状況について（利用事務）	5
3 マイナンバーの利用状況について（関係事務）	7
4 マイナンバーの利用に関する周知について（利用事務）	7
5 マイナンバーの利用に関する周知について（関係事務）	9
6 特定個人情報の管理について（利用事務）	10
7 特定個人情報の管理について（関係事務）	11
8 特定個人情報の管理状況の監査等について	11
9 マイナンバー制度の推進について	12
第3 監査委員意見	13
1 マイナンバーの利用状況について	13
2 マイナンバーの利用に関する周知について	14
3 マイナンバー情報の管理について	15
4 マイナンバー制度の推進について	15
参考資料	
関係法令条文（抜粋）	16
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）	16
○個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（抄）	20
○福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）（抄）	21
○福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成26年福島県条例第92号）	22

第1 監査の概要

1 テーマ

マイナンバーの利用等に関する事務について

2 目的

社会保障と税の共通番号（マイナンバー）制度は、平成29年11月からマイナンバーを利用して行政機関の間で情報をやり取りする情報連携の本格運用が開始され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に定める対象事務については、全て情報連携を活用して添付書類を省略する事務手続が基本となり、住民が利便性を実感できるような情報連携活用の徹底が求められている。

また、全国においては、マイナンバー漏えいのおそれのある事象も発生しており、マイナンバー及び特定個人情報の適切な安全管理が必要となっている。

このため、本行政監査において、マイナンバー制度の推進が図られているか、マイナンバーに係る事務が適切に運用されているかを監査し、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に役立てることを目的とする。

3 対象機関

番号法第2条第10項で規定する個人番号利用事務（以下「利用事務」という。）及び同条第11項で規定する個人番号関係事務（以下「関係事務」という。）を実施している機関のうち、事前調査結果を踏まえて、利用事務を行っている22機関、関係事務を行っている22機関、施策担当課1機関及び施策関係課1機関を対象とした。

（1）利用事務：22機関

①総務部：6機関

税務課、職員業務課、私学・法人課、県南地方振興局、会津地方振興局、いわき地方振興局

②保健福祉部：9機関

社会福祉課、障がい福祉課、子育て支援課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所、県中児童相談所、障がい者総合福祉センター

③土木部：1機関

建築住宅課

④教育委員会：6機関

財務課、特別支援教育課、健康教育課、田島高等学校、いわき総合高等学校、視覚支援学校

（2）関係事務：22機関

①総務部：6機関

税務課、職員業務課、私学・法人課、県南地方振興局、会津地方振興局、いわき

地方振興局

②保健福祉部：7機関

障がい福祉課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所、県中児童相談所、障がい者総合福祉センター

③農林水産部：2機関

県中農林事務所、相双農林事務所

④土木部：2機関

県南建設事務所、会津若松建設事務所

⑤教育委員会：5機関

特別支援教育課、健康教育課、田島高等学校、いわき総合高等学校、視覚支援学校

(3) 施策担当課：1機関

企画調整部 情報政策課

(4) 施策関係課：1機関

総務部 文書法務課

4 主な着眼点

- (1) マイナンバー制度により、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化が図られているか。
- (2) 制度の運用に関する情報について、情報提供、利用目的等の周知が適切に行われているか。
- (3) 特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)の取扱いは適切に行われているか。

5 実施時期

平成31年4月～令和2年3月

6 実施方法

事務局による職員調査を実施し、その結果を踏まえ監査委員による書面監査を行った。

第2 監査の結果

1 調査事務

監査の目的に沿って、対象機関が事務を行っている利用事務では、番号法第9条第1項で規定されている事務（以下「法定事務」という。）から19事務、同条第2項の規定に基づき地方公共団体が条例で定めることによりマイナンバーを利用することができるとされる事務（以下「独自利用事務」という。）から2事務を選定した。

対象機関が事務を行っている関係事務は、番号法第9条第3項の規定に基づき、職員等のマイナンバーを、必要な書類に記載して、行政機関等及び健康保険組合等に提出する事務から5事務を選定した。

【利用事務】

(表1)

No.	調査事務	対象機関
1	障害児入所給付費等に関する事務	児童家庭課 県北保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所 いわき地方振興局
2	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	子育て支援課 県北保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所
3	里親認定及び養育里親登録に関する事務	児童家庭課 県中児童相談所
4	母子生活支援施設における保護の実施等に関する事務	児童家庭課 県北保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所
5	身体障害者手帳の交付に関する事務	障がい者総合福祉センター
6	生活保護事務	社会福祉課 県北保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所
7	地方税の賦課徴収、調査に関する事務 (個人事業税)	税務課 県南地方振興局 会津地方振興局 いわき地方振興局
8	県営住宅の管理に関する事務	建築住宅課
9	特別支援教育就学奨励費に関する事務	特別支援教育課 視覚支援学校
10	特別支援教育就学奨励費に関する事務 (独自利用事務)	特別支援教育課 視覚支援学校
11	学校保健安全法医療費援助に関する事務	健康教育課
12	児童扶養手当の支給に関する事務	児童家庭課

No.	調査事務	対象機関
13	戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関する事務	社会福祉課
14	母子父子寡婦福祉資金貸付に関する事務	児童家庭課 県北保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所
15	母子家庭等自立支援給付金の支給に関する事務	児童家庭課
16	特別児童扶養手当の支給に関する事務	児童家庭課
17	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務	障がい福祉課 県北保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所
18	児童手当の支給に関する事務	職員業務課
19	高等学校等就学支援金の支給に関する事務	私学・法人課 財務課 田島高等学校 いわき総合高等学校
20	高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 (独自利用事務)	私学・法人課 財務課 田島高等学校 いわき総合高等学校
21	指定難病医療費助成に関する事務	障がい福祉課 県北保健福祉事務所 南会津保健福祉事務所 相双保健福祉事務所

【関係事務】

(表2)

No.	調査事務	対象機関
1	寄附金税額控除に係る申告特例通知書作成事務	税務課
2	法定調書作成事務	職員業務課、私学・法人課、県南地方振興局、会津地方振興局、いわき地方振興局、障がい福祉課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所、県中児童相談所、障がい者総合福祉センター、県中農林事務所、相双農林事務所、県南建設事務所、会津若松建設事務所、特別支援教育課、健康教育課、田島高等学校、いわき総合高等学校、視覚支援学校
3	地方税に関する事務	職員業務課
4	雇用保険届出事務	職員業務課
5	健康保険・厚生年金保険届出事務	職員業務課

2 マイナンバーの利用状況について（利用事務）

《着眼点1：マイナンバー制度により、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化が図られているか。》

番号法第19条第7号では情報提供ネットワークシステム（以下「システム」という。）を利用し、規定された範囲で他の行政機関、地方公共団体等が保有する特定個人情報の照会や提供を行う「情報連携」が認められている。

また、独自利用事務は、番号法第19条第8号の規定に基づき、内閣府の外局として設置された個人情報保護委員会に届出を行い承認されたものは「情報連携」が認められる。

番号法第22条第2項では、システムによる特定個人情報の提供があった場合には、他の法令で提出が義務付けられている当該特定個人情報と同一の内容を含む書面の提出が行われたものとみなすと規定されており、添付書類の省略が可能となる。

利用事務は、情報連携を行うことにより、各種手続で提出する必要がある書類を省略できることから、申請者等の書類取得の手間が省ける等、県民の利便性の向上と行政事務の効率化につながるものと考えられる。

以上のことから、着眼点1のポイントを、マイナンバーを利用した情報連携により添付書類の省略が図られているか、21事務について検証した。

情報連携に係る事務の流れについて、①マイナンバー入手の有無、②情報連携実施の有無、③添付書類の省略の有無に分けて検証した。

調査事務ごとの結果は表3のとおりであり、全体的にまとめた結果は以下のとおりである。

（1）マイナンバーの入手

21事務のうち17事務がマイナンバー入手しており、4事務が入手していなかった。4事務のうち2事務については、申請書等にマイナンバーの記載欄を設定しているが、記載は求めていなかった。

（2）情報連携の実施

21事務のうち7事務で情報連携が行われており、添付書類の省略が図られていた。情報連携を行っていない14事務のうち、2事務は添付書類の省略ができないため、2事務は市町村が情報連携を行うため、また、1事務は事前相談時に書類の提示を求めているため、県機関において情報連携を行っていない。

21事務のうち、上記の12事務を除いた9事務では情報連携を行っておらず、その主な理由は、専用システムの改修が完了していないことであったが、システムでの情報連携による照会結果の確認に時間を要し、短期間で大量の事務を行う必要があるため、認定等に遅延が生じるとの理由もあった。

（3）添付書類の省略

21事務のうち9事務で添付書類の省略が図られているが、2事務は添付書類の省略ができず、1事務は事前相談時に書類の提示が行われている。また、9事務では添付書類の省略は図られていない。

【マイナンバー利用状況(利用事務)】

(表3)

No.	調査事務	マイナンバー 入手 ※1	情報連携の 実施 ※2	添付書類の 省略	情報連携の 件数 ※3	備考 ※4
1	障害児入所給付費等に関する事務	○	—	—	/	
2	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	○	—	—	/	
3	里親認定及び養育里親登録に関する事務	○	○	○	30	県中児童相談所
4	母子生活支援施設における保護の実施等に関する事務	○	—	省略不可	/	
5	身体障害者手帳の交付に関する事務	○	—	省略不可	/	
6	生活保護事務	○	—	—	/	
7	地方税の賦課徴収、調査に関する事務 (個人事業税)	—	—	—	/	
8	県営住宅の管理に関する事務	—	—	—	/	
9	特別支援教育就学奨励費に関する事務	○	○	○	45	視覚支援学校
10	特別支援教育就学奨励費に関する事務 (独自利用事務)	○	○	○	64	視覚支援学校
11	学校保健安全法医療費援助に関する事務	○	○	○	13	健康教育課
12	児童扶養手当の支給に関する事務 ※5	○	—	○	/	
13	戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関する事務	○	—	—	/	
14	母子父子寡婦福祉資金貸付に関する事務 ※6	○	○	○	0	
15	母子家庭等自立支援給付金の支給に関する事務 ※7	○	—	—	/	
16	特別児童扶養手当の支給に関する事務 ※5	○	—	○	/	
17	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務	○	—	—	/	
18	児童手当の支給に関する事務	—	—	—	/	
19	高等学校等就学支援金の支給に関する事務 ※8	○	○	○	8,198 83,332	私学・法人課 財務課
20	高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 (独自利用事務)	○	○	○	0	
21	指定難病医療費助成に関する事務	—	—	—	/	

※1 №.7地方税の賦課徴収、調査に関する事務、№.21指定難病医療費助成に関する事務はマイナンバー記載欄の設定あり

※2 県機関が実施する情報照会を対象とし、情報提供のためのサーバーへの情報登録は含まない

※3 平成31年4月から令和元年8月までに情報連携による照会を行った件数

※4 情報連携を行った機関名

※5 №.12、16は、市町村が情報連携を実施

※6 №.14は、寡婦のみ情報連携を実施

※7 №.15は、事前相談時に書類を入手

※8 №.19は、平成31年4月から情報連携による事務を開始

3 マイナンバーの利用状況について（関係事務）

《着眼点1：マイナンバー制度により、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化が図られているか。》

関係事務は、法令等に基づき、対象となる個人からマイナンバーを入手し、利用事務を担当する機関にマイナンバーを記載した書面等の提出を行う事務であり、着眼点1のポイントを、マイナンバーの入手等の事務が効率的に実施されているかの観点から検証した。

寄附金税額控除に係る申告特例通知書作成事務は、ふるさとふくしま応援寄附金（ふるさと納税）に関する事務である。確定申告の不要な給与所得者等が、ふるさと納税を行い、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用する場合には、マイナンバーを記載した寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出があり、県は申告特例通知書を作成し、住所地の自治体に通知書を送付している。平成31年4月から令和元年8月までの期間に4件の申告特例申請書の提出があり、確定申告が不要となることから住民の利便性が向上している。

法定調書作成事務は、税務署に提出が義務付けられている法定調書のうち、所得税法で規定されている「給与所得の源泉徴収票」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」、「不動産の使用料等の支払調書」を作成する事務である。「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」については、年間の支払金額の合計が5万円を越える場合には、マイナンバーを記載した支払調書の提出が必要となる。5万円以下の場合には支払調書の提出は不要であり、マイナンバーの入手も不要であるが、講師謝金の支払い等でマイナンバーを入手し保管している事例が確認されており、効率的な事務が行われていない機関もあった。

「不動産等の譲受けの対価の支払調書」及び「不動産の使用料等の支払調書」については、それぞれ年間の支払金額の合計が100万円、15万円を超える場合にマイナンバーを記載した支払調書を作成し税務署に提出している。公共事業用地取得と補償の事務を行っている農林事務所及び建設事務所において、平成31年4月から令和元年8月までの期間に45件の支払調書が作成されている。

地方税に関する事務は個人県民税に係る事務であり、雇用保険届出事務、健康保険・厚生年金保険届出事務とともに職員を対象とする事務手続として関係機関にマイナンバーを記載した書類等を提出している。

4 マイナンバーの利用に関する周知について（利用事務）

《着眼点2：制度の運用に関する情報について、情報提供、利用目的等の周知が適切に行われているか。》

番号法第2条第12項で規定されている個人番号利用事務実施者は、番号法第14条第1項で、個人番号利用事務等の処理に必要があるときは、本人等に個人番号の提供を求めることができると規定されている。

利用事務においては、情報連携を活用した事務処理を行うことにより添付書類を省略することができるが、情報連携の本格運用開始に関するQ&A（平成29年11月8日 内

閣官房番号制度推進室総務省大臣官房個人番号企画室)では、「システムの準備が整わない等、情報連携を行うことができない事務手続がある場合には、速やかな問題解決と当該行政機関による国民・住民への必要な説明を求める。」としている。

また、個人情報の保護に関する法律第18条では、個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめ公表している場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知又は公表しなければならないと規定されている。同法第2条第5項で規定する個人情報取扱事業者からは地方公共団体等は除かれているが、福島県個人情報保護条例(平成6年福島県条例第71号。以下「県条例」という。)第6条第3項において、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないと規定している。

これらを踏まえ、着眼点2のポイントを、マイナンバーの利用目的等について、十分な説明や周知が行われているかの観点から21事務を検証した。監査対象事務ごとの結果は表4のとおりであり、全体的にまとめた結果は以下のとおりである。

マイナンバーの利用目的等について、ホームページに掲載を行っている事務は2事務であった。小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(表4のNo.2)は、子育て支援課のホームページでマイナンバーに関する掲載を行っており、マイナンバー制度の施行に伴う添付書類の省略可否についても掲載を行っている。高等学校等就学支援金の支給に関する事務(表4のNo.19)は、私立学校に関する事務を私学・法人課、公立学校に関する事務を財務課が担当している。マイナンバー制度による申請については、公立学校の就学支援金に関するホームページに掲載されている。

文書の配布を行っている事務は5事務であった。5事務とも各学校が保護者等に文書の配布を行っている。

市町村に対する説明を行っている事務は4事務であった。4事務は申請書等の提出窓口を市町村としているため、市町村に対する説明を行っている。

窓口等で説明を行っている事務は5事務であった。5事務は、申請等を行う場合に、面談等により直接説明を行う機会が確保されている事務である。

周知が行われていない事務は6事務であった。2事務ではマイナンバー入手しており、4事務では入手を行っていない。

【マイナンバー利用に関する周知状況(利用事務)】

(表4)

No.	調査事務	マイナンバー入手	ホームページ掲載	文書配布	市町村に対する説明※1	窓口等で説明※2	周知なし※3
1	障害児入所給付費等に関する事務	○				○	
2	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務	○	○				
3	里親認定及び養育里親登録に関する事務	○				○	
4	母子生活支援施設における保護の実施等に関する事務	○				○	
5	身体障害者手帳の交付に関する事務	○			○		
6	生活保護事務	○				○	

No.	調査事務	マイナンバー 入手	ホームページ 掲載	文書配布	市町村に對 する説明 ※1	窓口等で 説明 ※2	周知なし ※3
7	地方税の賦課徴収、調査に関する事務 (個人事業税)						○
8	県営住宅の管理に関する事務						○
9	特別支援教育就学奨励費に関する事務	○		○			
10	特別支援教育就学奨励費に関する事務 (独自利用事務)	○		○			
11	学校保健安全法医療費援助に関する事務	○		○			
12	児童扶養手当の支給に関する事務	○			○		
13	戦没者等の妻に対する特別給付金の支給に関する事務	○			○		
14	母子父子寡婦福祉資金貸付に関する事務	○					○
15	母子家庭等自立支援給付金の支給に関する事務	○				○	
16	特別児童扶養手当の支給に関する事務	○			○		
17	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する事務	○					○
18	児童手当の支給に関する事務						○
19	高等学校等就学支援金の支給に関する事務	○	○	○			
20	高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務 (独自利用事務)	○		○			
21	指定難病医療費助成に関する事務						○

※1 申請等の受付窓口が市町村であるため、市町村に対して説明を行っているもの

※2 申請等手続等について、面談による説明を行っているもの

※3 マイナンバー利用等に関する説明が行われていないもの

5 マイナンバーの利用に関する周知について（関係事務）

《着眼点2：制度の運用に関する情報について、情報提供、利用目的等の周知が適切に行われているか。》

関係事務についても、県条例第6条第3項に基づき、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないため、着眼点2のポイントを、マイナンバーの入手について、十分な説明や周知が行われているかの観点から5事務を検証した。監査対象事務ごとの結果は表5のとおりであり、全体的にまとめた結果は以下のとおりである。

関係事務は、法令に基づき、マイナンバーを必要な書類に記載し、行政機関等に提出する事務であるが、マイナンバー入手する場合には、入手目的等の説明が必要である。

寄附金税額控除に係る申告特例通知書作成事務については、ホームページにふるさと納税に関する掲載を行うとともに、寄附者に対する寄附受領証明書の送付時に同封する

寄附金税額控除に係る申告特例申請書に関する書類において、マイナンバーの利用目的等を周知している。

法定調書作成事務のうち、外部講師等を対象とした「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」については、職員業務課が庁内ネットワークに外部講師等からのマイナンバー収集ガイド、個人番号申告書等を掲載しており、この申告書によりマイナンバー入手している事例が多く確認された。

公共事業のために土地を譲渡した場合等を対象とした「不動産等の譲受けの対価の支払調書」及び「不動産の使用料等の支払調書」については、公共用地取得のための交渉において、重要事項説明書等に基づきマイナンバーの入手の目的について説明が行われている。

職員等を対象とした法定調書「給与所得の源泉徴収票」の作成事務、地方税に関する事務、雇用保険届出事務、健康保険・厚生年金保険届出事務については、職員業務課が庁内Web等で周知を行っている。

【マイナンバー利用に関する周知状況(関係事務)】

(表5)

No.	調査事務	マイナンバー入手	ホームページ掲載	文書配布	庁内Web等	口頭説明
1	寄附金税額控除に係る申告特例通知書作成事務 (ふるさと納税)	○	○	○		
2-1	法定調書作成事務 「給与所得の源泉徴収票」	○			○	
2-2	法定調書作成事務 「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」	○		○	○	
2-3	法定調書作成事務 「不動産等の譲受けの対価の支払調書」 「不動産の使用料等の支払調書」	○		○	○	○
3	地方税に関する事務	○			○	
4	雇用保険届出事務	○			○	
5	健康保険・厚生年金保険届出事務	○			○	

6 特定個人情報の管理について（利用事務）

《着眼点3：特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の取扱いは適切に行われているか。》

マイナンバーは番号法第2条第3号で「個人情報」と規定されており、さらに、同条第8項でマイナンバーを含む個人情報は「特定個人情報」と規定されている。

番号法第20条では、第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を収集し、保管してはならないと規定している。特定個人情報は、その必要性がある場合に限って保管することができるが、その必要性がなくなった場合には、できるだけ速やかに廃棄又は削除する必要がある。所管法令により一定の期間、保存が義務付けられてい

る書類等は、その保存期間は保存する必要があるが、保存期間経過後には、できるだけ速やかに廃棄又は削除する必要がある。

これらを踏まえ、着眼点3のポイントを、特定個人情報の保管、保存期間の設定及び廃棄について、適切な取扱いが行われているかの観点から検証した。

利用事務で入手した特定個人情報は、各機関ともに施錠できる書棚等で保管していることを確認した。なお、一部の事務では、特定個人情報を含まない他の文書と共に用の書棚で保管されていた。

保管方法では、特定個人情報を含む書類をファイルに編綴し、年度別の保管が行われていたが、一部の事務ではファイルへの編綴が完了していない事例も確認された。

保存期間の設定では、文書分類表により保存期間の設定は行っているが事務担当者が把握していない事例、同じ事務に関する保存期間について事務を担当する機関により差異が生じている事例が確認された。

7 特定個人情報の管理について（関係事務）

《着眼点3：特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）の取扱いは適切に行われているか。》

関係事務で取得した特定個人情報については、利用事務と同様の取扱いを行う必要があり、着眼点3のポイントを、特定個人情報の保管、保存期間の設定及び廃棄について、適切な取扱いが行われているかの観点から検証した。

関係事務で入手した特定個人情報は、各機関ともに施錠できる書棚等で保管していることを確認した。なお、一部の事務では、特定個人情報を含まない他の文書と共に用の書棚で保管されていた。

保管では、法定調書作成事務のうち「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」の作成のために入手した特定個人情報について、名簿作成等の保管状況が確認できる資料の整備を行わずにファイルに編綴し、保管状況が不明確な事例、同一人から重複して特定個人情報を入手している事例が確認された。

さらに、年間の支払金額が5万円以下であり法定調書の提出が不要であるにも関わらず、特定個人情報を保管している事例が確認されており、特定個人情報を入手する基準を認識していない機関が多い。

保存期間では、保有する特定個人情報の保存期間が不明確であり、保存期間経過後の廃棄又は削除が見込めない事例が確認された。

また、年末調整時等に提出する給与所得者の扶養控除等（異動）申告書について、原本提出後に控えを保管している機関のうち、個人番号欄の塗りつぶしが行われていない事例や塗りつぶしが不十分であり容易に個人番号が確認できる事例が確認された。

8 特定個人情報の管理状況の監査等について

特定個人情報の取扱いに関する指導等については、文書法務課が担当している。

個人情報保護委員会が示す「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」の（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）では、「監査責任者は、特定個人情報等の管理の状況につ

いて、定期に及び必要に応じ隨時に監査を行い、その結果を総括責任者に報告する。総括責任者は、監査の結果等を踏まえ、必要があると認めるときは、取扱規程等の見直し等の措置を講ずる。」と規定されている。

さらに、県が定める「知事が保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する基準（以下「知事基準」という。）」及び「福島県教育委員会の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する基準」において、「保有個人情報の取扱いについて定期又は隨時に監査を行う。」との規定があり、また、知事基準では、「個人番号利用事務に関する保有特定個人情報の取扱いについて定期又は隨時に監査を行う。」と規定している。

これらの規定のもと、「特定個人情報管理状況監査等要領（以下「要領」という。）」が平成31年3月28日に制定され、この要領に基づいて令和元年度から監査等が実施されることとなった。

要領では、利用事務について、毎年、事務を担当する職員に対して点検の実施、おおむね2年に1度、事務を担当する課等に対して監査を実施することを規定している。さらに、「利用事務を実施する各部等の主管課長は、監査実施者として監査実施計画の策定、監査の実施、被監査課等の長に対し監査結果の通知を行う。さらに、特定個人情報管理状況監査結果総括報告書を総括保護管理者である各部等の長に報告する。各部等の長は、制度管理者である総務部長、教育長に報告を行う。また、関係事務について、総括保護責任者である各総室等及び出先機関の長等が、特定個人情報を含む個人情報の取扱状況に係る点検を実施する」ことを規定しているが、対象機関の中には、自らが特定個人情報管理状況監査等の事務を実施すべきであるとの認識がない機関も確認された。

文書法務課では、特定個人情報の取扱いに関する助言を実施するとともに、個人情報保護に関する説明会を開催している。また、情報政策課と共同で特定個人情報管理状況監査等に関する説明会を開催する等、特定個人情報管理状況監査に関する制度運営、指導等を行っており、今年度は特定個人情報監査の計画策定の助言を行っている。

9 マイナンバー制度の推進について

マイナンバー制度については、情報政策課が担当しており、その主な事務は下記のとおりである。

- ①広報に関する事務
- ②特定個人情報保護評価に関する事務
- ③統合宛名システムの運用管理等に関する事務
- ④情報提供ネットワークシステムに関する事務
- ⑤関係規程に関する事務
- ⑥制度運用に係る予算に関する事務

「広報に関する事務」では、ホームページにマイナンバーに関する情報を掲載することにより、広く県民に対して周知を図っている。マイナンバー制度の概要、本格運用開始時点において省略可能な書類一覧、独自利用事務等について掲載されている。しかし、県がマイナンバーを利用する利用事務、情報連携を行っている利用事務についての掲載は行われていないため、県全体の取扱い状況が不明確となっている。

「特定個人情報保護評価に関する事務」は、番号法第27条、「特定個人情報保護評価に関する規則」及び「特定個人情報保護評価指針」に基づき、特定個人情報保護評価を実施し、ホームページにおいて特定個人情報保護評価書を公表するものであり、令和元年12月1日現在、知事部局で14事務、教育委員会で3事務が掲載されており、県民に対する周知が図られている。

「統合宛名システムの運用管理等に関する事務」及び「情報提供ネットワークシステムに関する事務」は、情報連携に関する事務である。情報政策課が設置した情報連携用端末は、令和元年12月1日現在、総務部、保健福祉部及び教育庁で合計74台である。情報連携のための端末の管理は、アクセス制御により、アクセスできる人の制限及び管理が実施されており、安全対策が講じられている。

情報連携に関して国への要望が行われているが、情報連携を行っている機関に対して、その運用状況等を確認する機会が確保されていない。

「関係規程に関する事務」は、独自利用事務に関する事務であり、福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成26年福島県条例第92号）により独自利用事務を規定している。独自利用事務で情報連携を行うため、知事部局で2事務、教育委員会で3事務について、個人情報保護委員会に届出を行い承認されている。

「制度運用に係る予算に関する事務」は、情報連携に係る関連システムの運用経費や端末導入経費、マイナンバーカードの普及促進に係る経費等に関する事務であり、平成30年度実績額は12,297千円、令和元年度予算額は19,660千円となっている。

第3 監査委員意見

番号法で定められた利用事務及び関係事務を行っている機関を対象に、3つの着眼点から監査した結果、マイナンバーの利用による住民の利便性の向上に向けた取組が実施されていると認められるが、マイナンバーの利用に関する周知や管理等において十分でない点が見られた。情報連携の本格運用が開始され、様々な行政手続において、住民が提出する書類を省略することが可能となったが、専用システムの改修が未了であることや情報連携による照会結果の確認に時間がかかることなどを理由とし、添付書類の省略が行われている事務は限定的である。対象事務を行っている機関においては、情報連携に向けた取組を進めるとともに、その状況について、十分な説明を行っていくことが望まれる。

各監査対象機関における個別に検討改善を要する点は以下のとおりである。今回の監査の対象とならなかった機関においても、担当する事務の参考とし検討改善に努められたい。

1 マイナンバーの利用状況について

「マイナンバー制度により、県民の利便性の向上及び行政事務の効率化が図られているか。」を着眼点として、利用事務では、「マイナンバーを利用した情報連携により添

付書類の省略が図られているか」を、関係事務では、「マイナンバーの入手等の事務が効率的に実施されているか」を、そのポイントとして監査した。

利用事務では、21事務のうち14事務が情報連携を行っておらず、そのうち10事務では、マイナンバーを入手し、添付書類の提出を求めていた。

関係事務では、法定調書作成事務のうち、「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」において、マイナンバーの入手対象となる年間の支払金額未満の事案についても、マイナンバーを入手し保管している事例が確認された。

- (1) 情報連携の対象となる事務手続は、全て情報連携を活用し、添付書類を省略することが基本とされているが、マイナンバーを入手し、情報連携は行わずに添付書類の提出を求めている事務については、情報連携に向けた取組を推進するとともに、事務手続の申請者に対して、十分な説明を行うことが望まれる。(障がい福祉課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所)
- (2) 情報連携の対象となる事務手続であるが、マイナンバーの入手は行わず、添付書類の提出を求めている事務については、情報連携に向けた取組を推進するとともに、事務手続の申請者に対して、十分な説明を行うことが望まれる。(職員業務課、障がい福祉課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所)

2 マイナンバーの利用に関する周知について

「制度の運用に関する情報について、情報提供、利用目的等の周知が適切に行われているか。」を着眼点として、利用事務では、「マイナンバーの利用等について、十分な説明や周知が行われているか」を、関係事務では、「マイナンバーの入手について、十分な説明や周知が行われているか」を、そのポイントとして監査した。

利用事務では、21事務のうち6事務が利用目的の周知を行っておらず、そのうち2事務では、マイナンバーを入手し、添付書類の提出を求めているが、情報連携を行わず添付書類が必要な理由等の周知が行われていない。

関係事務は、すべての事務において、ホームページ掲載や文書の配布等により情報提供や周知が行われていた。

- (1) 利用事務のうち情報連携が行われていない事務については、その原因や対応状況について、広く県民に対する周知を実施されたい。(職員業務課、障がい福祉課、子育て支援課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所、いわき地方振興局)
- (2) 関係事務のうち法定調書作成事務について、「報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書」の作成対象となる「同一人に対するその年中の支払金額の合計額が5万円を超えるもの」以外の事案についても、マイナンバーを入手し保管している事例が複数機関で確認されていることから、法定調書作成事務に係るマイナンバーの取扱いについて、関係機関に対して年間を通じて継続した周知が図られるように検討されたい。(職員業務課)

3 マイナンバー情報の管理について

「特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)の取扱いは適切に行われているか。」を着眼点として、「特定個人情報の保管、保存期間の設定及び廃棄について、適切な取扱いが行われているか」を、そのポイントとして監査した。

利用事務、関係事務ともに特定個人情報として、施錠ができる書棚や金庫に保管されていることを確認した。

なお、保管する書類が多いことから効率的な保管が行われていない事例や一覧表等を添付せずに同じ簿冊に書類を保管していることから保有する情報がわかりにくい事例が確認されており、保管している特定個人情報が明確に把握できるように管理することが必要である。

- (1) 関係事務のうち法定調書作成事務について、保有している特定個人情報を的確に把握できるようにするために、一覧表等を作成し管理することについて検討されたい。
(障がい福祉課、相双保健福祉事務所、障がい者総合福祉センター)
- (2) 関係事務のうち法定調書作成事務について、特定個人情報を含む書類の保存期間が明確でないものについては、関係法令等に基づいた適切な保存期間を設定し、管理を図られたい。(私学・法人課、県南地方振興局、会津地方振興局、障がい福祉課、児童家庭課、県北保健福祉事務所、南会津保健福祉事務所、相双保健福祉事務所、会津若松建設事務所)
- (3) 関係事務のうち法定調書作成事務について、特定個人情報を含む書類の原本を他機関に提出しその写しを保管する場合には、個人番号欄の確実な塗りつぶしを行わされたい。(会津若松建設事務所)

4 マイナンバー制度の推進について

- (1) 県がマイナンバーを利用する利用事務、情報連携を行っている利用事務を県民に広く周知するために、県全体の状況について、ホームページへ掲載することを検討されたい。(情報政策課)
- (2) より効率的な情報連携が行えるようにするために、情報連携を行っている機関からの運用状況等を確認する機会を確保し、その内容を踏まえて、国における情報連携システムの担当機関にシステム改修の要望等を行うことについて、検討されたい。
(情報政策課)

参考資料

関係法令条文（抜粋）

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2（略）

3 この法律において「個人情報」とは、行政機関個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって行政機関が保有するもの、独立行政法人等個人情報保護法第二条第二項に規定する個人情報であって独立行政法人等が保有するもの又は個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

4～7（略）

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。第七条第一項及び第二項、第八条並びに第四十八条並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9（略）

10 この法律において「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が第九条第一項又は第二項の規定によりその保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

11 この法律において「個人番号関係事務」とは、第九条第三項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

12 この法律において「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

13～15（略）

（利用範囲）

第九条 別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第三項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理について保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

2 地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第四号に規定す

る地方税をいう。以下同じ。) 又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは第一百九十七条第一項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九条第一項、第三項若しくは第四項、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第二十七条、第二十九条第三項若しくは第九十八条第一項、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第九条の四の二第二項、第二十九条の二第五項若しくは第六項、第三十七条の十一の三第七項、第三十七条の十四第九項、第十七項若しくは第三十五項、第七十条の二の二第十五項若しくは第七十条の二の三第十四項、国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第七十四条の十三の二、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五条から第二百二十八条の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第七条又は内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第百十号)第四条第一項若しくは第四条の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

4～5 (略)

(提供の要求)

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 (略)

(特定個人情報の提供の制限)

第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。

一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき(個人番号利用事務実施者が、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第二十九条第一項、厚生年金保険法第百条の二第五項その他の政令で定める法律の規定により本人の資産又は収入の状況についての報告を求めるためにその者の個人番号を提供する場合にあっては、銀行その他の政令で定める者に対し提供するときに限る。)。

二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定

個人情報を提供するとき(第十一号に規定する場合を除く。)。

- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。
- 四 機構が第十四条第二項の規定により個人番号利用事務実施者に機構保存本人確認情報を提供するとき。
- 五 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき。
- 六 住民基本台帳法第三十条の六第一項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき。
- 七 別表第二の第一欄に掲げる者(法令の規定により同表の第二欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報照会者」という。)が、政令で定めるところにより、同表の第三欄に掲げる者(法令の規定により同表の第四欄に掲げる特定個人情報の利用又は提供に関する事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。以下「情報提供者」という。)に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報(情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 八 条例事務関係情報照会者(第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であって個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。第二十六条において同じ。)が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者(当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。以下この号及び同条において同じ。)に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であって当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(条例事務関係情報提供者の保有する特定個人情報ファイルに記録されたものに限る。)の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。
- 九 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法又は国税(国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。)に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 十 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。

- 十一 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二条第五項に規定する振替機関等(以下この号において単に「振替機関等」という。)が同条第一項に規定する社債等(以下この号において単に「社債等」という。)の発行者(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)又は他の振替機関等に対し、これらの者の使用に係る電子計算機を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、社債等の振替を行うための口座が記録されるものを利用して、同法又は同法に基づく命令の規定により、社債等の振替を行うための口座の開設を受ける者が第九条第三項に規定する書面(所得税法第二百二十五条第一項(第一号、第二号、第八号又は第十号から第十二号までに係る部分に限る。)の規定により税務署長に提出されるものに限る。)に記載されるべき個人番号として当該口座を開設する振替機関等に告知した個人番号を含む特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。
- 十二 第三十五条第一項の規定により求められた特定個人情報を個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)に提供するとき。
- 十三 第三十八条の七第一項の規定により求められた特定個人情報を総務大臣に提供するとき。
- 十四 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第百四条第一項(同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。)若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十五号)第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査(第三十六条において「各議院審査等」という。)が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。
- 十五 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 十六 その他これらに準ずるものとして個人情報保護委員会規則で定めるとき。

(収集等の制限)

第二十条 何人も、前条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報(他人の個人番号を含むものに限る。)を収集し、又は保管してはならない。

(特定個人情報の提供)

- 第二十二条 情報提供者は、第十九条第七号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて第二十一条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。
- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の法令の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報ファイルを保有しようとする者に対する指針)

第二十七条 委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、特定個人情報ファイルを保有しようとする者が、特定個人情報保護評価(特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価をいう。)を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するために講すべき措置を定めた指針(次項及び次条第三項において単に「指針」という。)を作成し、公表するものとする。

2 委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

○個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2~4 (略)

5 この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。

一 国の機関

二 地方公共団体

三 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)

四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)

6~10 (略)

(取得に際しての利用目的の通知等)

第十八条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

- 4 前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - 三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

○福島県個人情報保護条例（平成6年福島県条例第71号）（抄）

(収集の制限)

第六条 （略）

2 （略）

3 前項の場合において、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- 一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- 二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- 三 利用目的を本人に明示することにより、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

4 （略）

○福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
施行条例

平成二十六年十二月二十四日

福島県条例第九十二号

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例をここに公布する。

福島県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 個人番号 法第二条第五項に規定する個人番号をいう。
- 二 特定個人情報 法第二条第八項に規定する特定個人情報をいう。
- 三 個人番号利用事務実施者 法第二条第十二項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- 四 情報提供ネットワークシステム 法第二条第十四項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(県の責務)

第三条 県は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

- 第四条 法第九条第二項の条例で定める事務は、知事又は教育委員会が行う法別表第二の第二欄に掲げる事務、別表第一の上欄に掲げる執行機関が行う同表の下欄に掲げる事務及び別表第二の上欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務とする。
- 2 知事又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務及び別表第二の上欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で法別表第二にあ

っては同表の第四欄、別表第二にあっては同表の下欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができます。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則及び規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報保護評価に関する合議制の機関)

第五条 特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則

第一号）第七条第四項の個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関は、福島県個人情報保護審査会とする。

- 2 前項の合議制の機関は、必要があると認めるときは、情報通信技術に関し専門的知識を有する者その他適当と認める者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第四条関係）

執行機関	事務
知事	一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）による費用の負担又は療養費の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる肝炎の医療費助成に係る事務であって規則で定めるもの 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直し支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの
教育委員会	一 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）第二条第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの 二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給

	に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直しへの支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの
	三 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第六条第一項の規定により知事が支給する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき知事が支給する高等学校等就学支援金に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる奨学給付金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの

別表第二（第四条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	一 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直し支援金の支給に係る事務であって規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
教育委員会	一 特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の規定により県が支弁する経費以外の経費で、同法の趣旨に基づき県が支弁する特別支援教育就学奨励費に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
	二 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務で主務省令で定めるものに準ずる学び直しへの支援金の支給に係る事務であって教育委員会規則で定めるもの	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による高等学校等への就学のため必要な経費の支給に関する情報であって教育委員会規則で定めるもの
	三 高等学校等就学支援金の支給に	高等学校等就学支援金の支給に

	する法律による高等学校等への就学 のため必要な経費の支給に関する情 報であって教育委員会規則で定める もの
	に関する法律第六条第一項の規定に より知事が支給する経費以外の経 費で、同法の趣旨に基づき知事が 支給する高等学校等就学支援金に もの

附 則（平成二七年条例第一一三号）

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

附 則（平成二八年条例第六七号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第四条に一項を加える改正規定は、行政手
続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二
十七号) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二九年五月三〇日）

附 則（平成二九年条例第七七号）

この条例は、公布の日から施行する。